

@デジタルアーカイブin岐阜

デジタルアーカイブと
法制度の
現在地点

福井健策

弁護士(日本、ニューヨーク州)
神戸大学大学院・日本大学芸術学部・iU・CAT
客員教授

Twitter: @fukuikensaku

デジタルアーカイブと著作権

利用類型	著作権 (文芸*・講演・映像・音楽*・美術*・写真等)	著作隣接権 (俳優・ダンサー・演奏家*等)	著作隣接権 (音源)	主な例外 全利用について:映り込み、引用、建築物等
複製(撮影・デジタル化・サーバ蓄積 ほか)	○	△(映画の著作物への録音・録画許諾で消滅)	○	私的複製、図書館等デジタル化、検索・解析用アーカイブほか
上演・演奏・上映・口述	○	×	×	非営利上演・演奏・上映等
放送・有線放送	○	△(映画・レコードなどへの〃)	×	
ネット配信 ※イントラネット、限定公開?	○	△(録画の許諾や映画への録音許諾で消滅)	○	国会図書館での配信、非営利授業での送信、ほか
現物提示	美術等原作品は○	×	×	所有者の展示
貸与	○	○	○	非営利貸与

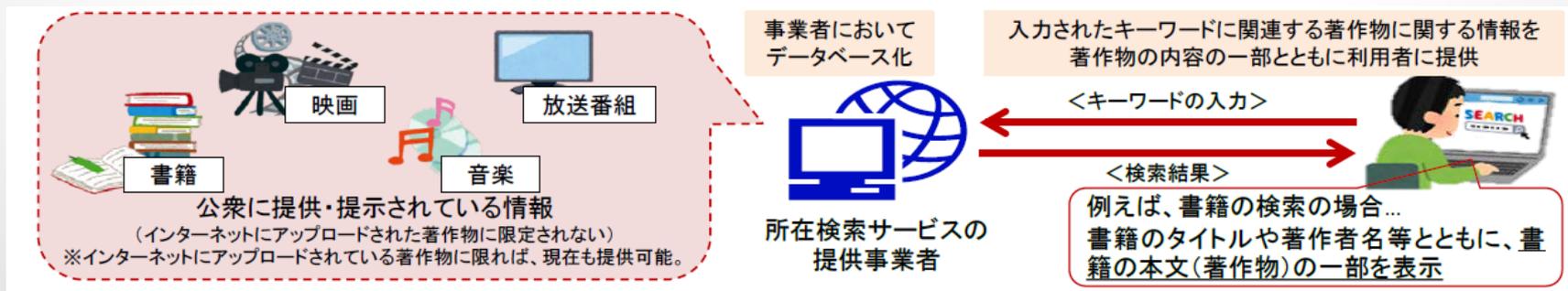
ざっくりした権利の整理。○:権利者に禁止権あり=許諾必要、×:許諾不要、*権利の集中管理が比較的発達

⇒許諾／非許諾モデルの組み合わせがカギ

所在検索サービス規定の射程

・コンピュータで情報の特定・所在に関する情報を検索させる「所在検索サービス」に付随して、公表著作物等について軽微利用可。また、その準備に必要な限度で複製・公衆送信・頒布可（47条の5・1号）

例：「書籍の全文検索サービスに付随して、所在情報と共に該当箇所のスニペット（抜粋）・書影サムネール等を表示」「そのために大量の書籍をデジタル化」

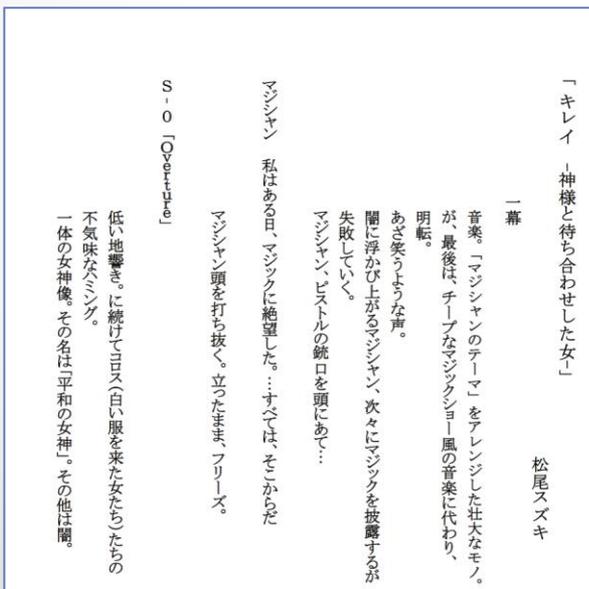


非許諾／許諾モデルの活用：舞台映像、戯曲

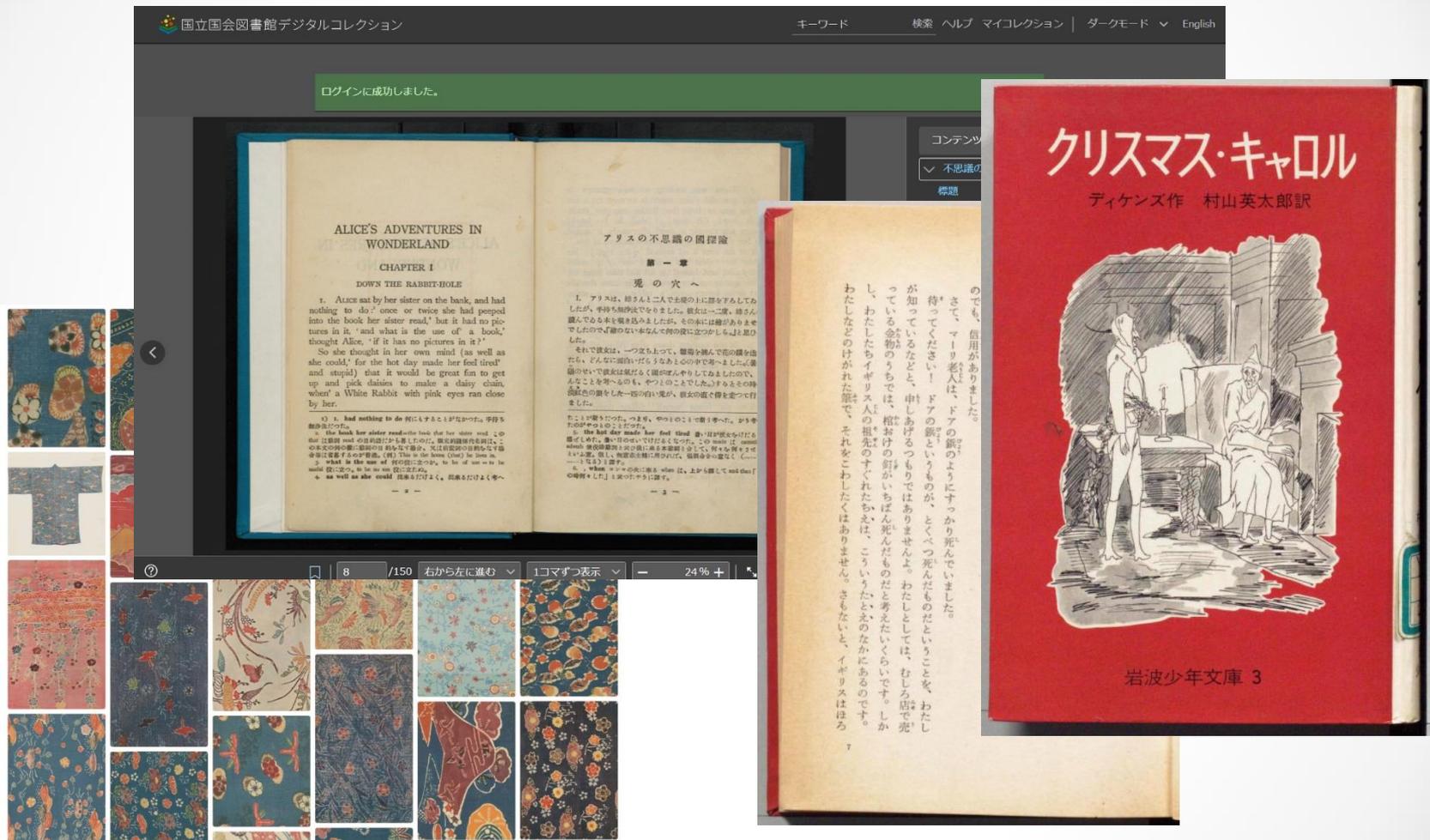


緊急舞台芸術アーカイブ＋デジタルシアター化事業 (EPAD)

- ・【第1期】過去の舞台映像約1300本を収集⇒早稲田演博にてデジタルアーカイブ化・検索・メタデータ表示・館内非営利上映(⇒非許諾)
- ・権利処理可能なものは専従チームが権利処理をサポートし、U-NEXTなどで商用配信(⇒許諾)
- ・戯曲553本を劇作家協会にてデジタルアーカイブ化・検索・ダウンロード可能化(⇒許諾)



変わる国会図書館とデジタルアーカイブ



NDLイメージバンク

<https://ndlonline.ndl.go.jp/#/>
ディケンズ『クリスマス・キャロル』ほか
(1967年、村山英太郎訳版・岩波少年文庫)

著作権の潮流：許諾利用＋非許諾利用

- ✓ 非営利の教育機関でオンライン講義での利用可能に (21年本格稼働)
- ✓ 国会図書館での絶版など資料の個人向け送信 (22年稼働)
- ✓ 図書館・博物館での所蔵資料のメール送信など可能に (23年稼働予定)
- ✓ 分野横断の権利情報データベース、集中管理の促進、一元的な利用窓口により権利者へのつなぎ、権利者不明や集中管理も意思表示もない場合の時限利用の可能化など(文化審議会で議論中の「簡素で一元的な権利処理」)
- ✓ 利用裁定制度の抜本的な改善 ⇒ 事前供託金不要化、民間委託など
- ✓ 政府ジャパンサーチ、芸能・音楽団体によるアーティストコモンズ(アーティスト統一ID)などでの、各コンテンツ情報との連携

⇒UGC・デジタルアーカイブなど
権利者と利用者のマッチングにより
デジタルライセンス市場の拡大へ



権利の考え方と「肖像権」

肖像権：あ
いまい

①何らかの権利が及ぶ「利用」か NO ⇒利用可能
↓ YES

②利用を許す例外規定はあるか YES ⇒利用可能
↓ NO

③権利は存続中か NO ⇒利用可能
↓ YES

肖像権：あ
いまい

④権利者・管理者と連絡可能か YES ⇒連絡・条件協議
↓ NO

⑤(著作権のみ)利用裁定が得られるか YES ⇒申請へ
↓ NO

⑥(プロジェクトの見直し検討)

肖像権：制
度がない

肖像権の指針を持つ試み

デジタルアーカイブ学会「肖像権ガイドライン」

(<http://digitalarchivejapan.org/bukai/legal/shozoken-guideline>)

※個人を識別可能か？(NOなら基本OK)

- ①被写体の地位：公的人物↓、一般市民、未成年↑、犯罪被疑者・元受刑者
- ②撮影された活動内容：公開行事↓、被災時・負傷時・病氣療養時・高露出度↑
- ③撮影場所：公共空間↓、閉鎖的空間(病院・店舗内)・私的空間↑
- ④撮影態様：黙示の同意↓、隠し撮りの↑、群衆の中の顔↓、大写し↑、時間経過↓
- ⑤利用の目的：報道・研究・教育↓、商用↑

デジタルアーカイブ憲章の提案

DA学会「デジタルアーカイブ憲章案」

(<https://digitalarchivejapan.org/advocacy/charter/kenshoentaku/>)

「本憲章は、デジタルアーカイブが社会にもたらしつつある変革が何を可能にするのか、またそのリスクはどこにあるのかを認識し、21世紀のデジタルアーカイブが目指すべき理想の姿を提示した上で、その価値の浸透や実現に向けてわたしたちデジタルアーカイブ関係者が行うべきことを宣言するもの」

前文： 「公共的知識基盤の必要性」「社会にとっての記憶する権利」

デジタルアーカイブの目的：「活動の基盤」「アクセス保障」「文化」「学習」「経済活動」「研究開発」「防災」「国際化」

行動指針：「オープンな参加」「社会制度の整備」「信頼性の確保」「体系性の確保」「恒常性の保障」「ユニバーサル化」「ネットワーク構築」「活用促進」「人材養成」

3年ごとの見直しと政策提言の公表

⇒会内議論を経て、2022年8月以降3回の公開円卓会議と改訂案の公表

デジタルアーカイブ政策提言

DA学会「デジタル温故知新社会に向けた政策提言 2022年」

- 政府内に**デジタルアーカイブ推進会議**立ち上げ
- 地域レベルのDA支援の各都道府県にサポートセンター組織
- **デジタルアーカイブ振興法**（仮称）の制定
- 公的助成・公的資金によって生じた情報のオープンデータ化
- 様々な言語での翻訳字幕・音声読み上げなど**ユニバーサル化の支援**
- デジタルキュレーションのパイロット的な教育プログラム立ち上げ
- デジタルアーキビストなど必要な**人材の採用・育成支援**
- 膨大な**アウトオブコマース著作物の活用促進**の制度
- 入手困難資料の国会図書館を通じた個人向け配信をさらに充実化
- 官民連携の「デジタルライセンス市場」形成の実証実験
- **デジタルアーカイブ関連の研究開発**に特化した支援プログラムと拠点
- Europeanaやユネスコ文化遺産保全など、国際的な諸活動との連携